

いわて防災学教室

災害から学び、災害に備える



造らない公共事業で人命を守る ～岩手県におけるがけ崩れ危険住宅移転促進事業の取り組み～

岩手大学農学部教授

井良沢 道也

近年、土砂災害による被害が多発している。昨年8月20日の広島市の土砂災害等、局所的な豪雨に起因する土砂災害により多くの方が亡くなった。岩手県内においては、2013年8月9日に発生した秋田・岩手豪雨災害により花巻市で1名の方が斜面崩壊で犠牲になり、秋田県仙北市供養佛地区においては6名の方が大規模な斜面崩壊で亡くなっている。

こうした土砂災害を防止する手法として、岩手県におけるがけ崩れ危険住宅移転促進事業の取り組みを紹介したい。岩手県は1万4348の土砂災害危険箇所を持ち、そのうち6959が、がけ崩れ危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)となっている。しかし、がけ崩れ危険箇所の整備率は全国に比べ非常に低い。岩手県では平成18年度よりがけ崩れ危険住宅移転促進事業(以降、移転事業)の施策を創設している。本事業は国が行っている既存のがけ地近接等危険住宅移転事業を利用する住宅に対し、住宅の除去費用を上乗せし、移転経費や住宅の建設・購入補助を加えたものである。なお、本制度の利用者は現時点では、岩手県内でまだ12戸と少ない。

平成13年度より施行されている土砂災害防止法により、土砂災害の危険区域を2つの危険度別に指定(特別警戒区域、警戒区域)している。本移転事業は、がけ崩れの危険区域(急傾斜地崩壊危険箇所)のうち、特別警戒区域内(レッドゾーン)の居住者が安全な場所に移転しようとする際に、県に申請することで移転の際に要する経費のうち定められた補助金交付を受けることができる。その際の条件としては、移転先が県内であること、レッドゾーン内の全ての住宅が区域外に出ることに合意を得ることとなっている。補助内容は、除去費等としてがけ近事業に上乗せする形で最大225万円、住宅の建設・購

入補助として固定資産課税台帳に登録されている額のうち最大260万円、移転経費として住宅建設・購入の場合は175万円、賃貸住宅の場合は71.2万円、親戚等住宅へ移転の場合63.7万円をそれぞれ上限とし、支援するとしている。国が行っている既存のがけ近事業は80.2万円しか支援しないのに比べ極めて厚遇の支援策であると言える。

実際に本移転事業を利用された住民に対して聞き取り調査を行った。まず、実際に移転をしてみてその満足度を尋ねた。非常に満足から5段階評価で答えもらったが、ほとんどがやや満足・非常に満足しており、あまり満足していない・不満の評価は無い。その理由というのは主に安心感からくるもので、以前は危険区域であるため雨や地震により不安を感じるなど精神的な負担があったのが、払拭されたことが大きい。一方、移転を実際に行う際に現状では全く足りないという意見が多かった。また、補助金の申請から補助金が交付されるまで時間がかかりすぎる。そして、移転先を見つけるのに苦労した。申請の手続きが煩雑で高齢者にとって困難であることなどがわかった。

本施策は造らない公共事業で人命を守るという全国で初めてスタートした岩手県独自の制度で全国的先駆けとなるものであり、他県からも視察があるなど注目を受けている。一方、本事業についての住民の満足度は比較的高いものの、検討すべき課題も多くあげられた。岩手県内においてはまだ本制度の利用者は少ないため、他に同じように不安を抱えている住民に対してもこの移転事業を活用してもらい、安心できる生活を送ってもらえるよう周知を進めていきたい。